

企業再生貸付（中小企業再生支援協議会等）のご案内

経営環境が悪化し、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者として、兵庫県中小企業再生支援協議会から再生支援を受けている県内中小企業者などの資金供給の円滑化を支援します

1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で(1)又は(2)のいずれかに該当する方

(1) 兵庫県中小企業再生支援協議会の「再生計画」の策定を受け、かつ、金融機関の協力が得られるなど関係機関の支援体制が構築されており、今後の企業再生が見込まれる方

※ 融資対象者となるのは兵庫県中小企業再生支援協議会の二次対応（個別支援チーム）による「再生計画」の策定支援を受けた方です

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき、(株)整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、適切な事業計画を有しその他経済産業大臣が定める基準に適合することにより事業の再生が可能と認められる方として市町長の認定を受けた方

2 融資条件

融資限度額	2億円
融資利率	年1.40%（固定利率）
融資期間	15年以内（うち据置3年以内）
資金用途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。